

薬害資料データ・アーカイブズの
基盤構築・活用に関する研究

(課題番号：22KC2009)

令和5年度厚生労働省科学研究費補助金 研究現況調査 総括報告書

2024年5月

研究代表者 本郷 正武

(桃山学院大学社会学部准教授)

目 次

I. 研究概要	1
1. 研究目的	3
2. 研究方法	3
3. 結果と考察	4
4. 結論	5
倫理審査・利益相反報告書類（桃山学院大学）	7
倫理審査・利益相反報告書類（関西学院大学）	8
倫理審査・利益相反報告書類（関東学院大学）	9
II. 個別報告	11
(1) 薬害資料アーカイブ化作業の再構成	
——記録、さらに保存から展示へ—— 本郷正武	13
(2) 2023年度インタビュー映像研究班の成果について	
——被害者の当事者性をめぐる調査研究—— 佐藤哲彦	17
(3) 2023年度薬害教育研究班の成果について	
——各地の資料館調査から—— 矢崎千華	23
研究成果一覧（当年度）	

I . 研究概要

1. 研究目的

本年度は3カ年計画の2年度目にあたり、薬害研究資料館設立に向けたさまざまな準備を継続した。総合的に見れば、資料館の場所の選定や予算組みなど具体的な動きは乏しく、大きな進展はない。しかし、本研究事業の課題である「記録から展示へ」に向けた準備は着々と進んでいる。特に、アーカイブ化作業の抜本的な見直しは、コロナ禍による事業の歪みを是正し、薬害資料の適切な保全と現実的な資料整理に取り組むことが可能になった点で、大きな前進と考えている。

これまでの研究事業のあゆみを振り返る。本研究は、2010（平成22）年4月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」にて、「すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立ち、幅広く社会の認識を高めるため、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組みを設立すべきである」との意見を実現するために始まった。資料の収集と公開には「薬害資料館」の設立が不可欠と考えられ、そこでどのようなことが必要になるか、集積された資料はどのように公開されるべきか、そうした予備的な検討をするために研究班は組織された。2013（平成25）年度に法政大学を拠点に「薬害に関する資料等の調査・管理・活用等に関する研究」が開始され、2016（平成28）年度から前任の藤吉により「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究」に引き継がれ、ほぼ10年にわたって薬害資料の調査、整理を続けてきたことになる。以来、少しずつ研究テーマとその重点を変えつつも、基本的には被害者団体資料の整理と調査・目録作成に多くの予算と人員を投入してきた。

しかし、2020年5月に大阪人権博物館（リバティおおさか）が閉館し、弁天町（大阪市港区）にあるマンションの一室を作業部屋とせざるをえなくなった。同時に、大量の薬害資料の一時保管も2022年度に終了し、2023年2月に弁天町に一時収蔵することになるなど、薬害資料のアーカイブ化はもとより、展示への道筋も険しい状況となった。近年のコロナ禍による活動制限の悪影響も相まって、本研究班のあり方も見直しを迫られることとなったが、各種関係機関やアーキビストなどからの助言により、アーカイブ化作業の適切化がかえって進むという僥倖もあった。さらに、2023年8月の一般社団法人薬害研究資料館の発足にともない、薬害研究資料館の設置に向けた動きが本格化することとなり、本研究班と密な連携を図っていくことを確認している（後述）。

2. 研究方法

今年度から藤吉圭二（追手門学院大学社会学部）に代わり、矢崎千華（関東学院大学社会学部）が新加入し、薬害教育に資する薬害資料展示について考察するチームを

発足させた他、本郷がこれまでのアーカイブ班の作業の統括をおこなうこととした。この変更をもって、被害者団体の資料を整理して目録を作成し、資料の保全をおこなうチーム（本郷チーム）、被害者の証言映像の分析を踏まえて被害の当事者と共に独自の証言映像の作成を試みるチーム（佐藤チーム）、および薬害教育に資する展示のあり方を検討するチーム（矢崎チーム）による体制で、「記録から展示へ」を実現させるための作業・準備をおこなった。さらに、3名が参加している日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤研究(B)「薬害をめぐるコンフリクトと制度化——社会秩序形成過程にみる薬害の社会学」(研究課題番号：23H00892、研究代表者：中塚朋子)との連携により、薬害問題にとどまらず戦後日本のさまざまな被害者運動にかかわる資料館の見学をおこない、資料の展示方法や資料館の運営形態、被害者や研究者の役割などを調査するとともに、ネットワークを広げる素地作りに着手した。

3. 結果と考察

先述した課題について、以下のような調査研究をおこなった。なお、より詳細な紹介は、各分担研究者による報告を参照いただきたい。

- (1) 資料整理、調査と目録作成
- (2) デジタルストーリーテリング (DST)、肖像写真の撮影
- (3) 資料館訪問調査

(1) 薬害資料のアーカイブ化とその保全【本郷チーム】

今年度は大阪人権博物館の閉鎖とコロナ禍により生じたアーカイブ化作業の問題点を払底するべく、弁天町マンションの作業スペースの作業環境整備に取り組み、薬害資料の適切な保全とアーカイブ化を開始した。これらの作業には、前研究代表者の藤吉圭二、それに専門のアーキビストとして堀内暢行氏（国文学研究資料館）を招聘し、これまでの問題点の洗い出しとその改善作業に単発で従事していただいた。

結果として、エアコンの常時稼働とクリーニング、「すのこ」による防湿対策、さらに布団圧縮袋を用いた殺虫・防虫作業などによる薬害資料の適切な保全と作業環境の整備をおこなうことができた。さらに、これまでの標準的でない目録を見直し、資料の重複を確認するなどの作業を、福岡スモン寄贈の資料についてほぼ完了することができた。

(2) デジタルストーリーテリング (DST)、セルフポートレートの撮影

【佐藤チーム】

今年度もこれまでの薬害被害者の証言映像の見直しと分析、被害の当事者自身が制作に加わるデジタルストーリーテリング (DST) 制作、それに昨年度から開始した薬

害被害者肖像写真プロジェクトを進める計画であった。証言映像の分析については、特にワクチン薬害に焦点を合わせ、学会報告（国内・海外）をおこなった。DSTについては、制作を一時中断し、当事者自身が制作にかかわることの意義やその方法論について映像制作者の意見をもらいながら検討した。肖像写真プロジェクトは6名を撮影できた。撮影はフィルムカメラを使用する本格的な仕様で臨み、薬害被害当事者との対談とセットにするなど、撮影機会を設けるための工夫を加えた。

これらの取り組みは、薬害被害当事者を「無力な犠牲者」などのようなイメージで捉え、固定化することに抗い、一人の等身大の生活者あるいは市民としての側面を照射することを企図したものである。このような方法論は学術的にまだ検討の途上にあることから、記録と展示の両面に資するプロジェクトとするべく、理論的・実践的な実験を今後も重ねていく必要がある。

（3）資料館訪問調査【矢崎チーム】

今年度から矢崎千華を中心に、公害や戦争といった戦後日本の被害運動にかかわる資料館の訪問調査を、研究班メンバー、薬害研究資料館法人役員、その他研究協力者に同行を呼びかけつつおこなった。今年度は15件の訪問調査をおこない、展示の方法論、（薬害）教育につなげるための工夫、運営形態などについて必要に応じてインタビュー調査などをおこない、展示に向けた示唆を得た。

今年度調査からは、教育資材として映像資料だけにとどまらず、具体的な「モノ」と当事者による語りをセットにすることでの学習効果、被害当事者など「語り部」の高齢化やアーカイブ化作業の担い手不足など、薬害研究資料館設立の課題とも大きく重なる点が見えた。今後、制度化された薬害教育をいかに効果的に進めていくか、他の資料館の訪問調査から明らかにしていくことが求められる。

4. 結論

最後に、今年度の活動を踏まえ、3カ年計画の最終年度の課題と方向性を示しておきたい。

まず、「記録から展示へ」の方針について、より実質的な展示方法として、学会大会期間中での企画展示のような小規模で時限的な展示「移動展示」（とここでは呼称する）を昨年度に企図した。特に、肖像写真プロジェクトや、既存の教育資材と組み合わせた展示について、今回、複数回交流をもてた水俣病関連で協働できればよいのではないか。その際には、具体的にキュレーターやクリエイターとの折衝や図録発行の検討など、資料館のようなハードが整っていない段階においても、形に残るものを提示することを考えていくことが必要になる。

次に、佐藤チームにより示された「当事者の主体的参加」について、より被害当事

者の生活者としての側面を描出するような資料展示のあり方を理論的・実践的に掘り下げていく必要がある。肖像写真の撮影は、単に被写体を撮影するだけにとどまらず、薬害当事者の語りをより豊かなものにし、社交を深める意味合いもある。なお、この方針はこれまでアーカイブ化作業を研究班での作業に特化してきたことの反省にも依っている。今後は薬被連加盟団体との連携を密に、効果的な展示を前提としたアーカイブ化作業を進める必要がある。

さらに、薬害研究資料館設立を要請している肝炎訴訟原告団・弁護団や、2023年8月に発足した一般社団法人薬害研究資料館との連携を緊密なものにしたい。今年度は研究事業の説明会を2024年2月5日（オンライン）、2月12日（JA京都ビル）に開催し、これまでの研究事業の課題を詳らかにした上で、現在の進捗状況と「記録から展示へ」の具体的な方針について説明をし、支持をいただいた。今後は強い協力関係の下で研究事業を進め、薬害研究資料館設立の具体的な方途を摸索していきたい。

今年度も、薬害被害当事者および原告団・弁護団の方々、厚労省副作用被害対策室、また作業現場で資料調査等にあたられた研究協力者各位など、多くの方のお力添えをいただき、研究事業を遂行することができた。ここに記して感謝申し上げます。

研究代表者 本郷 正武（桃山学院大学）

薬害資料アーカイブ化作業の再構成 —記録、さらに保存から展示へ—

本郷 正武（桃山学院大学）

薬害資料のアーカイブ化作業は、資料の記録・保全・展示にかかわる本事業の根幹をなすものである。2023年度はコロナ禍によるさまざまな制約のあったこれまでの事業内容を根本から見直し、新たな体制を構築するための1年となった。すなわち、①記録方法の見直し、②資料の保全、③展示準備、その他、にそれぞれ着手することである。

1. 薬害資料の記録方法の見直し

当初、大阪人権博物館に所蔵されていた薬害資料の多くは、弁天町にあるマンションの一室に移管された一方、大阪市立弘済院（高齢者福祉施設および病院）の空きスペースにも保管されていた。2023年度末に弘済院での契約が終了することにもない、同年2月に弁天町にすべての資料は移送されたものの、資料のアーカイブ化はもとより、保全作業にも着手できていなかった。加えて、マンションをもう一部屋借りることになり、コストの面でも問題があった。

本年度はアーカイブ化作業班を刷新するとともに、新しい体制を築くべく、アーキビストなどから専門的見地からご意見を賜り、現実的な資料保存の方法を模索した。

表1 アーカイブ化作業に関する相談先一覧（2023年）

日付	相談者（所属）	相談内容
2023.2.13	宇野 淳子（法政大学 大原社会問題研究所 環境アーカイブズ専門嘱託）	本科研事業で以前におこなわれていた作業について
2023.4.29	香室 結美（熊本大学文書館）	水俣病など公害問題資料館とのネットワーク
2023.6.9	久保田 明子（広島大学原爆放射線医科学研究所附属被ばく資料調査解析部） 後藤 基行（立命館大学大学院先端総合学術研究科）	薬害資料のアーカイブ作業と保全作業について
2023.9.30	堀内 暢行（国文学研究資料館 研究部）	弁天町にて所蔵の薬害資料の現状把握
2023.10.8	加藤 旭人（一橋大学大学院社会学研究科）	社会運動資料のアーカイブ化について

2024.1.29	戦没画学生慰霊美術館 無言館（長野県上田市）	民間の資料館の運営・維持方針について
-----------	------------------------	--------------------

上記相談により明らかとなったことの一つに、これまでのアーカイブ化作業がアーカイブズ学の作法を一切無視したものであり、日本的史料学（段階的整理）にも準拠していなかった問題がある。さらに、人権博物館の保存環境が良好であった反面、弁天町が防湿対策を施していないなどの基本的な保全環境に関する問題もあった。このため、薬害資料の展示を見越した現実的なアーカイブ化作業、および保全作業が喫緊の課題であることが判明した。

これらの問題を受けて、相談先の一人である堀内暢行氏（国文学研究資料館 研究部）のご助力を得て、これまでの薬害資料目録を見直し、再構成するとともに、資料の重複のチェック、資料の保全作業にとりかかることとなった。

表2 堀内暢行氏による弁天町での作業の概要

日程	作業内容	作業から見えた課題
2023.11.23～26	薬害資料目録と実物との確認	適切な方法論に基づかない簿冊の再構成
2024.1.19～21	薬害資料目録の再構成	薬害資料の保全
2024.2.10～12	薬害資料の保全	薬害資料の保全
2024.3.1～3	薬害資料の保全	フラットファイル、ステイプル除去などの処理

堀内氏は都内からの出張で限られた時間にもかかわらず、これまで手つかずであった問題に対応し大きな成果を挙げた。また、作業に支障の出ないように、必要な資材の購入や、照明とエアコンの点検・クリーニング、作業中に出たゴミの処理など弁天町の環境整備にも着手した。

2. 薬害資料の保全作業

先述のように、これまで薬害資料の保全に関してはまったく手つかずであり、久保田明子氏（広島大学）の指摘により、防カビや防虫対策が急ぎ求められた。そこでまず、真夏のエアコンの常時稼働、さらに防湿対策として、保存段ボールが直接接地しないよう「すのこ」を敷くことから始めた。今後、一般社団法人薬害研究資料館により、新しい作業スペースが開設された暁には、除湿機の設置などの対策も不可欠となる。

次に、これまでされてこなかった作業として、資料のステイプル留めの除去、フラットファイルからの取り外し、がある。これらは防サビ対策として必要な作業であり、堀内氏が一手に担ってくださった。

さらに防虫対策として、資料の燻蒸の必要があった。近年は作業者の健康に配慮して、布団圧縮袋に資料を封入し、数週間放置することで殺虫するという作業が一般的であるということで、堀内氏にはこの防虫・殺虫作業に従事していただいた。結果として、これまでほとんど使われず死蔵されていた中性紙袋、中性紙箱を利活用する段階に進むことができた。

以上の作業は堀内氏一人によって、短期間かつ効率的におこなわれたものである。堀内氏には 2024 年度も引き続き、現存資料のアーカイブ化と保全作業に協力いただくことになっており、コロナ禍で停滞した作業を大きく前進させることが期待できる。

3. 今後の課題

昨年度から本調査研究は3カ年計画となり、腰を据えた調査研究が可能となった。とはいえ、今年度はアーカイブ化作業と資料保全方法の抜本的な見直しと環境整備に時間や労力、経費を大きく費やした。しかし、この過程でアーカイブ化を担う優秀な人材の確保、実際のアーカイブ化作業自体の困難さなど多くの点に気づきがあった。特に、今後さらに維持が困難となるであろう戦後日本の被害者運動史を形づくる公害問題資料館などとの連携やネットワーク作りは、薬害研究資料館のあり方に重要な画期をなすものとする。今後も、学振科研の薬害研究プロジェクトとの連携を継続し、被害者運動研究チームとしての課題にも取り組んでいく必要がある。

4. 今年度業績リスト

- ・ 本郷正武・佐藤哲彦編，2023，『薬害とはなにか——新しい薬害の社会学』ミネルヴァ書房。

(第1章：佐藤、第2章：本郷、コラム3：佐藤、推薦図書：矢崎、薬害年表：矢崎)

- ・ 本郷正武，2023，「埋もれた薬害——クロロキン薬害の「不在」を考える」2023年5月14日，京都先端科学大学，第74回関西社会学会大会。

以 上

2023 年度インタビュー映像研究班の成果について ——薬害被害者の当事者性をめぐる調査研究——

佐藤哲彦（関西学院大学）

2023 年度の活動は 2024 年度までの 3 年計画の中間年度として、とくに「薬害被害者の当事者性」を再考するために、それをどのように分析して記録し、さらにどのように展示するかという方法について、幾つかの形で試行するための期間と位置づけて取り組んだ。

前年度報告書でも示したように、インタビュー映像研究班としての主な研究活動は二つの課題と、それらの課題のサブカテゴリーに関するものであり、二つの課題とはそれぞれ「証言映像の調査研究」ならびに「映像資料の研究と構築」である。そこで以下では、それぞれの課題とそれらのサブカテゴリーについて、今年度の成果を報告する。

(1) 証言映像の調査研究

「証言映像の調査研究」という課題は二つのサブカテゴリーに分けられる。一つは、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像」に関連する分析であり、もう一つは、被害経験の証言映像の調査研究である。

①薬害被害者の証言映像に関連する分析

この課題に関しては、従来通り、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像」について、トランスクリプションに分析用の記号を挿入しつつ当該映像を記述することを通して、薬害経験を成り立たせる言語的特徴やストーリーと、それらを可能にする技法に関する分析を行ってきた。この分析によって証言映像をどのようにカテゴリー化して記録することができるのか、またそれを踏まえてどのように整理し資料として展示できるのかなどについて考えるためである。昨年度も述べたように、当初はこれのみが当研究班に課された課題であり、その意味でインタビュー映像研究班の原点ともいえる課題である。

この分析については 2023 年度も継続しているが、今年度は新たな証言映像に対する記号の挿入とそれにもとづく記述を例年のように行うことはせず、これまでの証言映像などを見直して、それをどのように分析する必要があるのかについて考察した。それは一つには新しい証言映像の記録が筆者の手元に届いていないからでもあるが、それとともに、これまでの筆者の薬害ディスコースの研究を通して、薬害について考え

る一つの論点を明確化したいと考えたためである。とくにこれは、昨年度に肖像写真プロジェクトで薬害被害当事者に面会し、肖像写真を撮影させてもらいながら、その経験について話を聞いた MMR ワクチン薬害について検討したことに由来する（なお、このような経緯自体は複数年の研究実施による利点の一つであると考えられる）。

ワクチン薬害の問題は、戦後最初の薬害といえるジフテリア予防接種禍事件（1948年）から 1960 年代から 1970 年代にかけてのいわゆる種痘禍問題を経て、制度的には 1980 年代末から 1990 年代にかけての MMR ワクチン薬害、さらに制度的には確定していないが係争中の HPV ワクチンをめぐる問題など、これまで継続的に見られる薬害の一局面である。これらは薬害の中でも、予防接種という同一で特定のカテゴリーにおいて継続的に発生してきた問題であり、その意味で極めて特殊なものである。他の同一カテゴリーの問題には、たとえば、血液製剤の問題という意味で同一カテゴリーの問題である、薬害エイズと薬害肝炎があるが、これらは発生時期が重なっており、その問題化の経緯そのものも、ある意味で順序だっている。しかしながら、ワクチン薬害は、同一カテゴリーで問題が繰り返されているという意味で特殊なものである。そこで、このカテゴリー特有の問題について議論する必要があると考え、2023 年度は主にそれを検討した。

その検討の成果は、以下の二つの機会に報告した。

- 1) Akihiko, Sato, 2023, "Between Promoter and Obstructionist of Vaccination: Vaccine-induced sufferings and anti-vaccination discourse in Japan", Session 379. Language on Health Under COVID-19 Pandemic. Part III, June 30th, 2023, *ISA World Congress of Sociology*, Melbourne, Australia.
- 2) 佐藤哲彦, 2023, 「反ワクチン論とワクチン薬害—陰謀理論時代における薬害言説の困難をめぐる考察—」, テーマセッション「新しい薬害」の外延を探る, 2023 年 10 月 18 日, 立正大学, 第 96 回日本社会学会大会.¹

さらにこれら二つの報告を 2023 年 12 月に一つの論文として投稿した（2024 年度に入って査読結果を踏まえて修正中）。このように、2023 年度はこのサブ課題にかなりのエフォートを費やしたといえる。

②被害経験の証言映像の調査

¹ なお、これらはいずれも学術振興会による科研費研究（分担者、課題番号 23H00892）との合同の成果である。

上記サブ課題をとくに展示という活動との関係で十分に遂行するためには、既存の証言映像の記録や展示がどのように行われているのかについての調査研究が必要である。とくに被害経験や病いの経験などの証言映像をどのように記録し、どのように展示するのかに関する知見は、今後の薬害被害者による証言映像の記録の保存と展示について、重要な示唆を与えるものと考えられる。

そこで、2023年度も昨年度に続き、いくつかの史料館において証言映像の観察を行うとともに、期間限定で開催される企画的な資料公開などについても調査を行った。とくに2023年度は熊本大学文書館を中心とした水俣病アーカイブスを中心として、水俣病歴史考証館相思社や水俣病資料館・水俣病情報センターなどにおいても調査を行い、薬害資料をどのようにアーカイブするかということとともに、記録写真、証言映像の記録とアーカイブをどのように関連しつつ継続的に行い、さらにどのように展示するかということについて、それにおいて行われている状況について見学しつつ、担当者に聞き取りなどを行うことで、多くの示唆を得た。とくに水俣病に関する資料は薬害とも重なる長い歴史ともつものでありつつも、近年になって本格的なアーカイブ化が進められつつあるもので、デジタル化などの観点も含めて多くの点で参考に出ると考えられる。このように水俣病に関連するアーカイブスを参考にするという観点は今後も続けていく必要があると考えられる。

(2) 映像資料の研究と構築

もう一つの課題である「映像資料の研究と構築」という課題は二つのサブカテゴリーに分けられる。「DSTの制作支援」と薬害被害者の「肖像写真プロジェクト」である。

①デジタルストーリーテリング(DST)の制作支援

薬害被害に関するデジタルストーリーテリング(以下、DST)制作は、薬害資料の展示において、当事者が主体的に関与する形での記録及び展示実践に対して貢献するものと考えられ、企画された。当研究班では2019年度にこれを発案し、2020年度に試験的にワークショップを実施し、2021年度においてはその制作を継続的に行った。ただし、コロナ禍のせいもあって、昨年度以降これが実質的に中断している。

中断の理由は、一つには、最近では当事者を中心とした研究者による映像実践がDSTとは別の形で行われることも見られるようになり、それらを参照することを通じてDSTの方法そのものについても見直す必要があるように考えられるからである。さらに、現在の制作方法を進めていく場合に何が問題となるのかについてより実践的に明らかにする必要があると考えられるからである。

そこで今年度は、前者については Ethnofiction と呼ばれる、フランスの人類学的研究で展開されている当事者の自伝的要素を展開する映像制作技法を学術研究に組み入れる研究について、実際にそれを鑑賞したり、それに関する討論に参加することや、公衆衛生問題に関する映像人類学的研究についても同様に、それを鑑賞して制作者と話し合うなどしながら検討した。このような検討については、その後も引き続き行っている。また、後者については、現役の映像制作者に DST の試作バージョンを観てもらい、これを公開し展示するのに必要な具体的なアドバイスをもらいながら、今後の展開の可能性などについて議論した。これについても継続的に行っていく予定である。

さらに、映像を活用した展示などを行っている写真展などを多く観察し、写真（静止画）と映像（動画）の境界だけでなく、そもそもここで考える必要のある「被害者の当事者性」を示す一方で、次項に述べる「市民としての被害当事者」をどのように共存させることが可能であるのかについて、映像や写真展示におけるシークエンスとカテゴリーの機能をめぐる問題を踏まえて考察した。これについても引き続き、ディスコース分析の方法を応用しながら検討する必要があると考えられる。

②薬害被害者の肖像写真撮影実践

上で触れたように DST に代表される制作を補完する形で、継続的に行っているのが薬害被害者の肖像写真撮影である。これは「薬害被害者肖像写真プロジェクト」として開始し、将来的な薬害資料展示のことを念頭に、薬害被害経験のリアリティを補強するために行っている。

昨年度も述べたように、薬害被害者による社会との連帯は、単に被害者であることだけでなく、同時に市民であることを実践することを通して達成されることが考えられる。言い換えると、旧来の資料や証言の展示では、「薬害被害を訴える薬害被害者」としての役割に被害者らを固定してしまう恐れがあり（佐藤 2016；2018；2023）、それと同時に「市民としての薬害被害者」を示す必要がある。それを達成するためプロジェクトが「薬害被害者肖像写真プロジェクト」である。

そこで今年度は 6 名の方の肖像写真を撮影した。またその際には、被害者同士の対談を企画してその機会に肖像写真を撮影するなどの工夫を行った。また薬害資料館の法人の集まりの際にも、その様子を写真で記録するという作業も行った。

なお、薬害被害者は公害被害者と異なり地域性がないために、一回の調査で複数を対象とした連続的な撮影がほぼ不可能である。そのため、それを補うような機会を企画する必要があることが、コロナ禍明けにより本格化し始めた今年度の撮影によってより明らかになった。この点を今後は検討する必要があるだろう。

なお、この映像資料の構築について、昨年度に企画して開始した「写ルンですプロジェクト」について、今年度は評価する必要があるとしたため、その展開について検討した。その結果、多くの当事者による主体的で継続的な写真撮影が極めて難しいことが判明した。したがってこのプロジェクトについては再度方法を見直し、上記①②との関連で再設定する必要があると考えられる。

(3) おわりに

昨年度の報告書においても述べたように、本研究独自の視角として重要なのは「被害者の当事者性」ということである。これは一般的には——つまりこれまでのさまざまな被害をめぐる研究では——「被害者役割」を指すことがほとんどであるが、本研究ではそうではなく、むしろ被害者自身が被害を生きていく上で、被害者であることを忘れようとしたり止めようとしたりすることもまた、その当事者経験の一部と考える必要があるということの意味する。そのような経験もまた被害経験の一部なのである。

今年度はそのための方法の整理を行いつつ、とくに証言映像に見られる薬害ディスコース（あるいは薬害被害経験）の研究を、社会学的研究の文脈で展開することに注力した。これは一つのプロトタイプを試みでもある。今後はその成果をもとに、さらに映像資料についても検討しながら、薬害の展示方法について考える必要があるだろう。

文献

佐藤哲彦，2016，「薬害の社会学的記述に関する考察——薬害ディスコースの分析——」，『関西学院大学先端社会研究所紀要』，13，89-104.

佐藤哲彦，2018，「逸脱研究の論点とその探求可能性——ディスコース分析をめぐって——」，『社会学評論』，68(1)，87-101.

佐藤哲彦，2023，「第1章 薬害の定義と薬害概念」，本郷正武・佐藤哲彦編『薬害とはなにか——新しい薬害の社会学』，ミネルヴァ書房.

2023 年度薬害教育研究班の成果について

——各地の資料館等調査から——

矢崎千華（関東学院大学）

薬害教育研究班では、「記録から展示へ」という研究班の方針に沿って、公害や戦争を中心とした「負」の歴史の展示とそれに関する教育活動を行っている資料館等への訪問や聞き取りを主に行うこととした。加えて、厚生労働省主体で行われている被害者や遺族への証言映像撮影やインタビュー映像研究班で行われている調査・実践に加えて、これまで医薬品レギュラトリーサイエンス財団によって作成された薬害学習のための各種 DVD やその他団体作成の既存の映像資料等に関する調査についても着手した。

1. 各地の資料館等訪問と聞き取り

2022 年度までの研究班においても同様の調査は行われていたが、2023 年 6 月に一般社団法人薬害研究資料館の登記が完了したことを受け、今年度は左記資料館のメンバーにも参加を呼びかけ、いくつかの資料館等訪問後に展示や教育の観点から意見交換を図ることができた。下記の表は、2023 年度中の訪問先（調査地）に関するリストである。

	調査日	調査地	調査者（敬称略）
①	2023 年 7 月	四日市公害と環境未来館（三重県四日市市）	矢崎
②	8 月	戦没画学生慰霊美術館 無言館（長野県上田市）	花井十伍（薬害研究資料館）・矢崎
③		桶川飛行学校平和祈念館（埼玉県桶川市）	矢崎
④	11 月	東京国立博物館 特別展「やまと絵—受け継がれる王朝の美」（東京都台東区）	矢崎
⑤	12 月	第 37 回日本エイズ学会学術集会・総会（メモリアル・キルト展示）（京都市下京区）	矢崎
⑥		西淀川・公害と環境資料館（大阪府大阪市）	矢崎

⑦		立命館大学国際平和ミュージアム（京都府京都市）	高町晃司（薬害研究資料館）・矢崎
⑧		メモリアル・キルト展（ひと・まち交流館京都）（京都市下京区）	矢崎
⑨	2024年1月	不屈館 瀬長亀次郎と民衆資料（沖縄県那覇市）	花井十伍（薬害研究資料館）・矢崎
⑩		沖縄県平和祈念資料館（沖縄県糸満市）	
⑪		ひめゆり平和祈念資料館（沖縄県糸満市）	
⑫	3月	熊本大学 文書館（熊本県熊本市）	花井十伍（薬害研究資料館）・勝村久司（薬害研究資料館）・佐藤哲彦（関西学院大学）・本郷正武（桃山学院大学）・矢崎
⑬		水俣市立水俣病資料館（熊本県水俣市）	
⑭		環境省水俣病情報センター（熊本県水俣市）	
⑮		水俣病歴史考証館（水俣病センター相思社）（熊本県水俣市）	

○公害関連

四日市公害と環境未来館（①）は市が運営するものである。限られたスペースでありながら、工夫した展示を行っていた。調査日が夏休み期間中であつたこともあり、館内は賑わっていた。被害者の証言映像を友人と見ながら、学校の宿題と思しきプリントに一生懸命書き込む中学生の姿が見られ、この施設が教育の場として活用されている光景を確認できた。

西淀川・公害と環境資料館（⑥）も上記①と同様に公害に関する資料館であるが、こちらは裁判の和解後に設立された財団法人によって運営されている。近隣の学校への語り部の出張講義や環境省の職員の研修受け入れなども行っており、申込者の要望に合わせて教育プランを提供する仕組みとなっている。展示はフロアの一角にあるが、活発な利用は行われていないということであつた。また、語り部（被害者）の高齢化の問題や資料の保存方法についてなど、薬害研究資料館と共通の課題も抱えている現状であつた。

水俣市立水俣病資料館（⑬）は市が運営するものであるが、県内の小学 5 年生の必須の課外学習先となっている。専任の学芸員がおり、展示内容（行政資料が中心）も定期的に変更が可能な体制である。

展示の動線の最後に、隣接している環境省水俣病情報センター（⑭）へそのまま移動できるようになっている。環境省水俣病情報センター（⑭）は 2024 年 2 月に展示内容をリニューアルしたばかりであったが、従来のものに加えて、変更し過度な負担のないデジタル技術を使用した展示を大規模に導入していた。なお、こちらは国立の運営である。

一方、水俣病センター相思社に併設されている水俣病歴史考証館（⑮）は上記の水俣市立水俣病資料館（⑬）・環境省水俣病情報センター（⑭）と同様に水俣病に関する資料館であるが、財団法人による運営である。この資料館は行政資料とは異なり、被害者や地域の「暮らし」、運動に関する資料が中心に展示されているものの、県内の小学生の課外学習先には入っておらず、近隣の学校のクラス単位で個別に見学が実施されているとのことであった。

○戦争関連

戦没画学生慰霊美術館 無言館（②）は、学徒動員された戦没画学生の作品が展示されている美術館である（財団法人）。公害に関する資料館のような学習を目的とした利用という側面は強調されていないものの、図書コーナーでは訪問者の感想を共有できる冊子が常設されていた（1ヶ月前のものまで活字化されていた）。このように他者のそれを目にし、また自身もその輪の中に入るという体験が結果的に「戦争の記憶」を繋いでいくことになっていると考えられた。

桶川飛行学校平和祈念館（③）は、陸軍航空兵のための飛行練習場である（市の運営）。特攻隊員となったものもあり、証言映像は遺族がその中心となっていた。展示はシンプルだが、企画展示や映像資料の放映をまめに実施している。

立命館大学国際平和ミュージアム（⑦）は、大学内にある施設である。リニューアルして間も無いこともあって、視覚障害に対応した音声案内が利用できなかった（準備中とのこと）が、学習用のワークスペースが広くとってあり当日も利用されていた。

沖縄県平和祈念資料館（⑩）は大きな空間を活かした展示が効果的に使用されていた（県の運営）。とくに、アメリカ軍の上陸の状況に関する大スクリーンでの映像と展示は、来館者に強いインパクトを与えるものと思われる。

同じ糸満市内にあるひめゆり平和祈念資料館（⑪）は、ひめゆり学徒隊の体験を中心に構成されている施設である（財団の運営）。見学の動線の間地点にあたる場所には丸みのある大スクリーンが設置されており、生存したひめゆり学徒隊の証言映像が写されている。そのスクリーンの前には視聴用の椅子（ベンチ）があり、映像を落ち着いて見ることができる空間となっている。

○その他

HIV 感染症/AIDS への支援活動のひとつでもあるメモリアル・キルトの展示（⑤・⑧）、病の表象の歴史（④）、国・米軍と戦い続けた人物の記録と展示（⑨）、水俣病の記録（⑫）についても、それぞれ調査を実施した。

不屈館（⑨）は、名前のとおり、不屈の精神で沖縄（の民衆）のために活動し続けた瀬長亀次郎氏の資料館である（遺族が運営）。沖縄でその名前を知らない人はいないほどの人物であるが、近年は若い世代には十分に知られなくなっているとのことであった。また、コロナ禍に来館者が減少してからなかなか回復しないという話も伺った。

2. 各地の資料館調査から見てきたこと（途中経過）

同じ公害というカテゴリーに属する資料館であっても、運営母体や地域によって、教育に関する状況が異なっている。ほとんど手弁当の状態で開催している資料館は、公立で開催されている施設のように大規模でフォーマット化された教育プログラムを実施してはいない。しかしながら、そういった場所で得られる気づきは整理整頓された空間から生まれては来ないように思われた。

また、いくつかの資料館の証言映像を確認していると、「薬害を学ぼう」（厚生労働省2020）にある証言映像との差異に気づく。資料館をめぐる中で、集中して観る（聴く）ことのできる映像は当人の体験に焦点化されているものであった。一方、「薬害を学ぼう」では被害者本人がその薬害の概要も語っている。「薬害を学ぼう」にある証言映像は限られた時間の中で、各人がその薬害を代表して語るということもあり、薬害の概要も当人の語りに必要な部分となっている。また、医薬品レギュラトリーサイエン

ス財団によって作成された薬害学習のための DVD は薬害を学ぶことができる数少ない映像コンテンツであるが、そのひとつである『温故知新～薬害エイズから学ぶ～』（医薬品医療機器レギュラトリー再エンズ財団 2013）は、薬害エイズの「知識」が詳細に学べる一方で被害者や遺族の経験にはほとんど言及されていない。

その一方で、メモリアル・キルトがまさに目の前にある状態では、被害者をめぐる物語に触れることができる。というのも、それについての語る人（語り部）が側にいるケースがほとんどであるからである。このような「モノ」と「語り」のセットは、教育的な視点からも非常に重要であると考えられる。

3. 今後の課題

現在、学習指導要領解説の「公民編」では、「現代日本における政治・経済の諸課題」の中で薬害問題についても扱うように記されている（文部科学省 2018: 67）。この項目は、「よりよい社会の在り方」についての自分の考えを説明できるようになるための項目として用意されているものである（文部科学省 2018: 128）。このように高等学校までの教育課程の中で薬害が取り上げられることの意義は大きい。であるからこそ、テキストのみでの学習とは別の機会、あるいはそれを代替するようなコンテンツの重要性は高いと考えられる。

今後は今年度と同様の調査を継続しつつ、各地の資料館等での教育実践についての聞き取りに加えて、当事者も含めて教育プログラムに実際に参加する機会を得る必要がある。

【参考文献】

医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団, 2013, 『温故知新～薬害から学ぶ～⑤ 薬害エイズ事件』メディアバンガード.

厚生労働省, 2020, 『薬害を学ぼう——どうすれば防げるのか?なぜ起こったのか?』, 厚生労働省ホームページ, (2021年4月14日取得, <https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)

文部科学省, 2018, 『【公民編】高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説』, 文部科学省ホームページ, (2024年5月13日取得, https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_04.pdf) .

研究成果一覧（当年度）

1. 本郷正武・佐藤哲彦編，2023，『薬害とはなにか——新しい薬害の社会学』ミネルヴァ書房。
（第1章：佐藤、第2章：本郷、コラム3：佐藤、推薦図書：矢崎、薬害年表：矢崎）
2. 本郷正武，2023，「埋もれた薬害——クロロキン薬害の「不在」を考える」2023年5月14日，京都先端科学大学，第74回関西社会学会大会。
3. Akihiko, Sato，2023，"Between Promoter and Obstructionist of Vaccination: Vaccine-induced sufferings and anti-vaccination discourse in Japan", Session 379. Language on Health Under COVID-19 Pandemic. Part III, June 30th, 2023, *ISA World Congress of Sociology*, Melbourne, Australia.
4. 佐藤哲彦，2023，「反ワクチン論とワクチン薬害——陰謀理論時代における薬害言説の困難をめぐる考察」，テーマセッション「新しい薬害」の外延を探る，2023年10月18日，立正大学，第96回日本社会学会大会。¹

¹ なお、これらはいずれも学術振興会による科研費研究（分担者、課題番号 23H00892）との合同の成果である。

厚生労働大臣 殿

機関名 桃山学院大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 中野 瑞彦

次の職員の令和 3 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
2. 研究課題名 薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 社会学部・准教授
(氏名・フリガナ) 本郷 正武・ホンゴウ マサタケ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(3)					
遺伝子治療等臨床研究に関する指針					
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針					
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)					

(1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講	未受講

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有	無 (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有	無 (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有	無 (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有	無 (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 関西学院大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 森 康俊

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業2. 研究課題名 薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する実践的研究3. 研究者名 (所属部署・職名) 社会学部 教授(氏名・フリガナ) 佐藤 哲彦 (サトウ アキヒコ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 関東学院大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 小山 巖也

次の職員の（令和）5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

2. 研究課題名 薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する実践的研究

3. 研究者名（所属部署・職名） 社会学部・講師

（氏名・フリガナ） 矢崎 千華（ヤザキ チカ）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（3）					
遺伝子治療等臨床研究に関する指針					
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針					
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称：）					

（1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講	未受講
-------------	----	-----

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有	無（無の場合はその理由：）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有	無（無の場合は委託先機関：）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有	無（無の場合はその理由：）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有	無（有の場合はその内容：）

（留意事項） ・該当する にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。